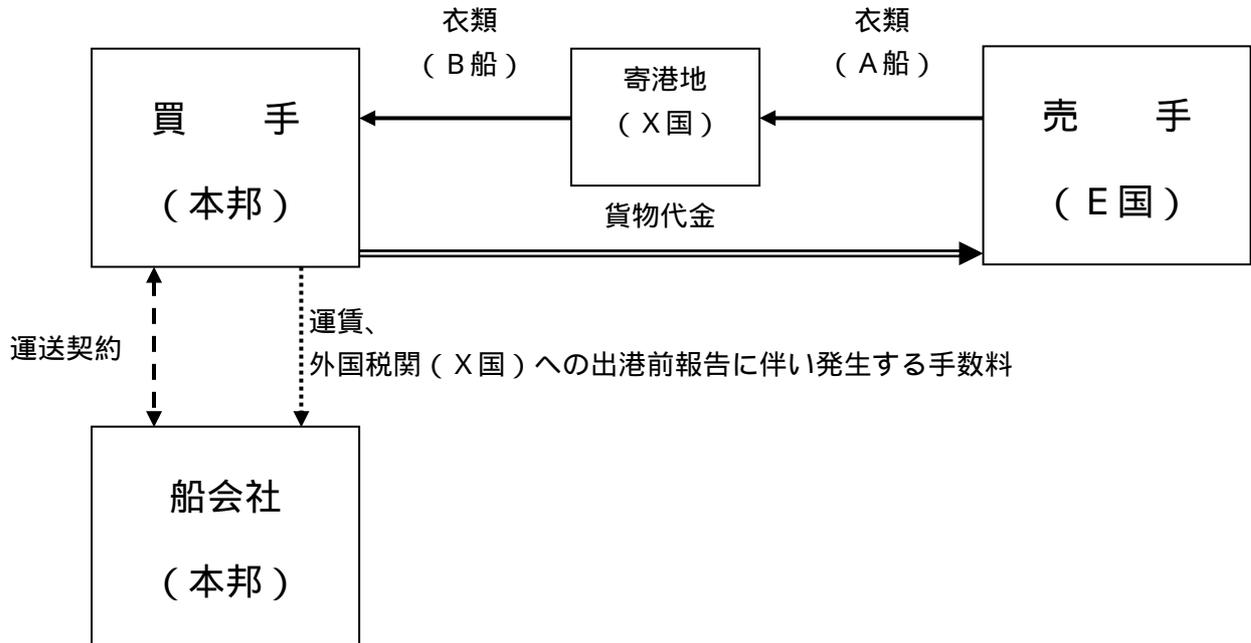


### 36. 外国税関への出港前報告に伴い発生する手数料



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手から衣類を購入（輸入）するために、船会社と運送契約を締結し、輸入貨物の運賃を支払い、別途、出港前報告に伴い発生する手数料を支払っています。

本件手数料は、本邦への運送途上でA船からB船へ貨物を積替えるためにX国の港に立ち寄り、港湾を管轄する外国（X国）の税関に出港前報告を行うための事務の対価として、船会社から当社に請求される費用です。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって当社が船会社に支払った外国（X国）税関への出港前報告に伴い発生する手数料は、現実支払価格に加算する必要がありますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が船会社に支払った外国（X国）税関への出港前報告に伴い発生する手数料は、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用」とは、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する積卸しその他の役務の対価として支払われる費用をいいます。

本件出港前報告に伴い発生する手数料は、輸入貨物の輸出港から輸入港までの運送において、貴社が第三国（X国）で貨物の積替えを行うために必要な費用として、船会社に対して支払われる費用です。

したがって、本件報告に係る手数料は、輸入貨物の輸入港までの運送に付随して発生する報告事務に係る費用となり、輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に関連する費用として、輸入貨物の現実支払価格に加算する必要があります。

**【関係法令通達】**

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(5)

**注記**

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)